

令和8年第7回相模原市選挙管理委員会会議録

1 会議の日時及び開催場所

開催日時 令和8年8月19日（水）午前10時00分～午前12時00分

開催場所 けやき会館2階 委員会室

2 出席委員の氏名

委員長 岸 浪 孝 志

委員長職務代理者 八 木 智 明

委員 大 上 和 夫

委員 佐々木 文 雄

3 説明のため出席した職員

局長 郷 司 尚 子

課長 関 山 英 雄

主査 吉 田 健 一

主査 鈴 木 岳

4 協議事項

（1）第21回統一地方選挙における選挙運動への対応について

事務局説明のとおり了承

＜主な意見・質疑等＞

委員：各都市の対応状況の中で、違反ポスターに係る撤去命令書発出後の警察や選管の対応は把握しているのか。

事務局：発出後、掲示責任者と選管の間で違法か適法かの判断でトラブルとなった事例があることは把握している。

委員：公職選挙法の規定だけでは、撤去命令書発出後の選管や警察の具体的な動きは見てこない。今年度実施した指定都市連合会法改正要望の中でも撤去規定の明文化があり、各市においても対応に苦慮している現状である。本市としては次回統一地方選挙において、撤去命令書の発出まで行っていきたいと考える。

委員：県知事及び県議選挙における違反ポスターへの対応については県選管が行うことになることから、県選管とも歩調を合わせる必要があると思うが、事務局はどう考えているのか。

事務局：県選管とも調整する必要があることは認識しており、8月25日に県選管へ出向き相談する予定である。また、相模原警察署と打合せを行い、撤去命令書の発出まで行う考えは伝えるとともに、具体的な動きが決まった後、再度警察側に示すこととしている。

委員：違反ポスターについては、罰則規定があり、撤去命令書を発出して終わりでは

なく、その後の取組が非常に難しい。撤去命令書を発出する際には、法的に対抗できるよう、法の解釈・理論をきちんと持つておく必要がある。この点が非常に難しい部分であり、各都市が躊躇する要因ではないか。また、議員に渡す文書においても条文の明示だけでなく、その先まで職員は理解をしておく必要がある。

事務局：各都市がなぜ撤去命令書の発出まで行っていないのか（警告は実施している）、改めて確認する。また、県選管にも法の解釈等について確認する。なお、選挙課職員向けに実際のポスターを参考にして研修を行い、区選管にもフィードバックするようにしたい。

委員：立候補予定者や後援会等関係者にも文書を出すことも検討したほうがよい。

事務局：立候補者説明会ではこれまでも説明を実施してきたが、文書では出してこなかった。次の統一地方選挙では、説明会は動画配信を検討しており、動画にポスター関係も盛り込む予定である。

委員：違反ポスターかどうかの最終的な判断は、選管には取締権限がないからこそ難しい問題と思う。

事務局：取締は警察の権限になるが、違反ポスターがなくなるような対応策は選管が考えていく必要がある。

委員：説明会は動画配信を検討しているのか。

事務局：県選管も同様に考えていることから検討している。

委員：これまでのように集合型も大切だと思う。説明会に警察が来て直接立候補予定者へ説明することも良いと考える。

事務局：警察に直接説明をしてもらうことも効果的であるとは認識しており、動画に盛り込み等、検討・調整はしていく。

委員：各指定都市の対応状況をみると、通報があつて初めて対応している都市が多い。ポスターを貼らせている法人や土地所有者にも責任があると思う。

事務局：一般的なルールを、周知することも大切だと思う。

委員：10月13日に開催予定の議会局で行われる議員向け研修会で、警察から直接説明してもらえると良い。また、選挙管理委員会の委員も参加することも良いと考えるが。

事務局：警察には相談をする。選挙管理委員会からは代表して委員長に参加をいただくこととする。

委員：市内のポスターの現況確認について、選管委員も見て回ることは可能か。

事務局：可能ではあるが、選管職員向けの研修会に向けて、市内のポスターの状況を写真で残しているため、そちらを見てもらえれば、現況を把握できると思う。

委員：公共施設に貼られている場合もある。所管課等へ通知も出した方がよい。

事務局：通知の発出も進めていく。

委員：今回の違反ポスターへの対応についてもそうだが、市と区の選管の業務（役割）の線引きが曖昧だと感じる。選挙の実務の主体は区選管であることを、改めて明確にしておいた方がよい。

5 会議の公開について

(1) 公開及び非公開の決定

会議冒頭において、会議の全部を公開とする決定をした。

(2) 傍聴人の数

0名

相模原市選挙管理委員会規程第9条第2項の規定により署名する。

令和8年9月2日

署 名

.....

署 名

.....

署 名

.....

署 名

.....